

～ 安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (07-46)

令和7年10月31日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田 尚人

賃金指導官 松木 忠之

(代表電話) 026(223)0555

長野県はん用機械器具等製造業最低賃金 「時間額 1, 1 0 5 円」を答申 ～過去最大62円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会（会長 山本恭子）は、長野労働局長（三浦栄一郎）に対し、本年10月29日、現行の長野県はん用機械器具等製造業最低賃金時間額 1, 0 4 3 円を62円引き上げ、1, 1 0 5 円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、長野県はん用機械器具等製造業最低賃金を改正することとしており、本年12月28日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、改正後の長野県はん用機械器具等製造業最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【答申までのポイント】

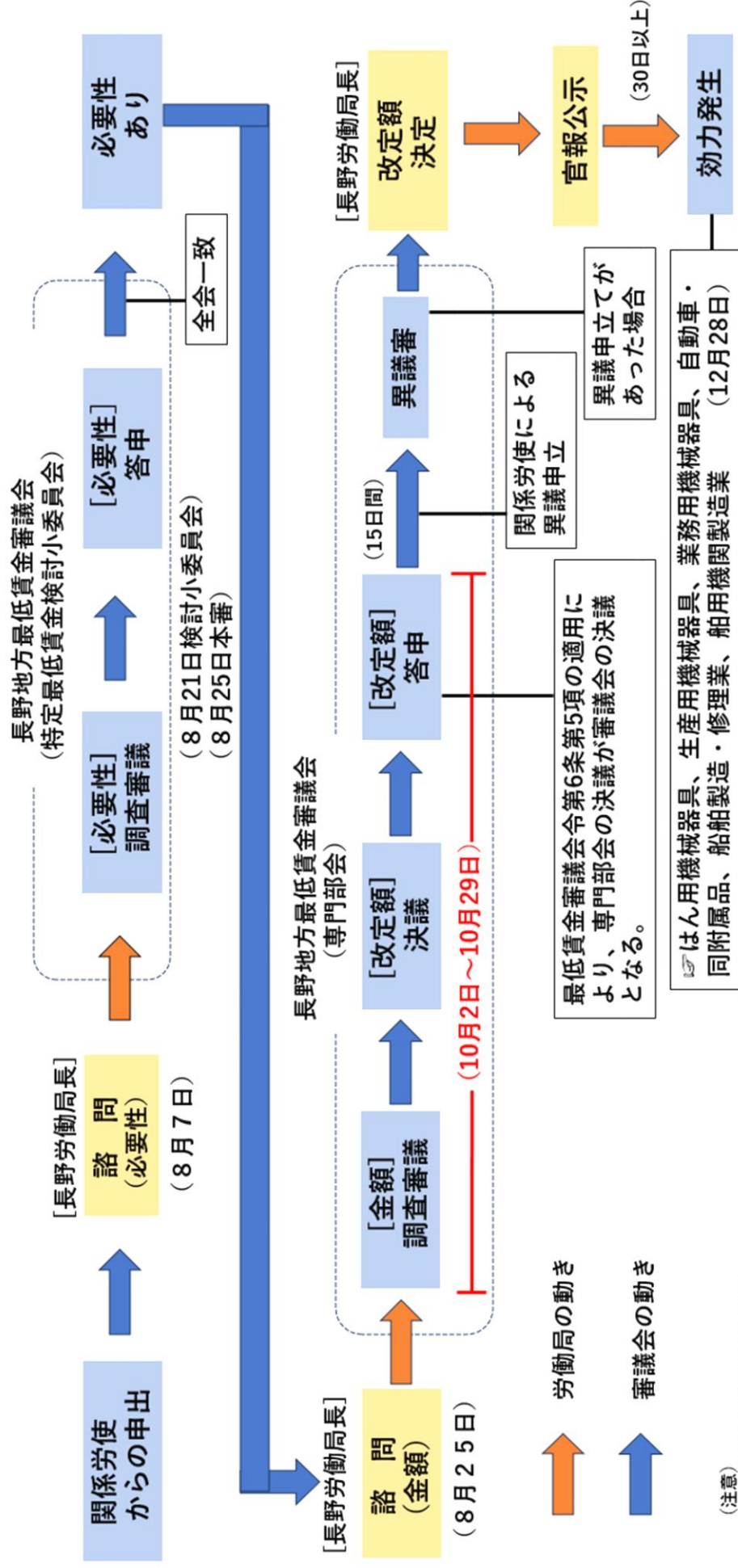
- 1 令和7年8月25日、長野地方最低賃金審議会（会長 山本恭子）に改正諮問する。
- 2 長野県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会において、10月2日、10月20日、10月21日、10月29日と集中的に金額審議を行い、全会一致により、10月29日に答申となる。

※長野県はん用機械器具等製造業最低賃金、対前年度引上げ額及び引上げ率の推移（5年間）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	927円	956円	994円	1,043円	1,105円
対前年度引上げ額	22円	29円	38円	49円	62円
対前年度引上げ率	2.43%	3.13%	3.97%	4.93%	5.94%

（注）長野県はん用機械器具等製造業最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。

◆ 令和7年度長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定までの過程



(注意)

・日付は本年度の日程である。

・長野地方最低賃金審議会では特定最低賃金検討小委員会を開催して必要性の審議を行っている。